

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 港湾整備緊急措置法等の廃止

港湾整備緊急措置法、下水道整備緊急措置法及び都市公園等整備緊急措置法を廃止するものとする。

(第一条関係)

第二 道路整備緊急措置法の一部改正

一 この法律の題名を「道路整備緊急措置法」から「道路整備費の財源等の特例に関する法律」に改めるものとする。

二 道路整備五箇年計画に関する規定を削除するものとする。

三 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。）の実施に要する国が支弁する経費をいうものとする。

四 政府は、平成十五年度以降五箇年間は、毎年度、次に掲げる額の合算額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならないものとする。

1 当該年度の揮発油税等の収入額の予算額

2 当該年度の前々年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

五 政府は、四に定めるもののほか、平成十五年度以降五箇年間は、財政の許す範囲内において、道路整備費の財源につき必要な措置を講ずるものとする。

六 国土交通大臣は、社会資本整備重点計画法第二条第一項に規定する社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）に即して、四及び五の規定による措置を講じて平成十五年度以降五箇年間に行うべき道路の整備に関する事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならないものとする。

七 平成十五年度以降五箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担金の割合等について、特別の定めをすることができるものとする。

八 その他所要の改正を行うものとする。  
(第五条関係)

### 第三 道路整備特別会計法の一部改正

道路整備緊急措置法の一部改正に伴い、道路整備特別会計の設置に係る規定を整備するものとする。

#### 第四 治山治水緊急措置法の一部改正

(第六条関係)

一 この法律の題名を「治山治水緊急措置法」から「治山緊急措置法」に改めるものとする。

二 治水事業に係る規定を削除するものとする。

(第七条関係)

#### 第五 治水特別会計法の一部改正

治山治水緊急措置法の一部改正に伴い、治水特別会計の経理対象である治水事業に係る規定を整備するものとする。

(第八条関係)

#### 第六 港湾整備特別会計法の一部改正

港湾整備緊急措置法の廃止に伴い、港湾整備特別会計の経理対象である港湾整備事業に係る規定を整備するものとする。

(第九条関係)

#### 第七 災害対策基本法の一部改正

指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する防災に関連する計画の防災に関する部分であつて、防災基本計画及び防災業務計画に矛盾し、又は抵触するものであつてはならないものから、この法律

による改正前の治山治水緊急措置法第三条第一項に規定する治水事業に関する計画を削除し、重点計画を加えるものとする。

(第十条関係)

#### 第八 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正

一 この法律の題名を「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」から「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に改めるものとする。

二 特定交通安全施設等整備事業七箇年計画等に関する規定を削除するものとする。

三 国家公安委員会及び国土交通大臣は、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聴いて、特に交通安全を確保する必要があると認められる道路を、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

四 都道府県公安委員会及び道路管理者は、重点計画に即して、重点計画の計画期間における特定交通安全施設等整備事業の実施計画を作成しなければならないものとする。

五 特定交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助について、特別の定めをするものとする。

六 その他所要の改正を行うものとする。

(第十二条関係)

第九 国有林野事業特別会計法その他の関係法律の一部改正

国有林野事業特別会計法その他の関係法律について所要の改正を行うものとする。

(第二条から第四条まで、第十一条及び第十三条から第二十三条まで関係)

第十 施行期日その他

一 この法律は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二条から第四条まで関係)